

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第四章 日農主体性派

第二節 全国代表者会議

十一月十九日日農全国代表者会議は衆院第一議員会館において、二〇〇名の代表参集のもとに開催された。本会議は日農の組織方針について、第一四回中執委の論点を全国的観点から討論し、また土地、米価、肥料、金融に関する諸闘争、産業開発青年隊に対する態度対策、農業団体再編成問題その他を論議し当面の方針を決定するもので、日農主体性派の動向を決定する重要な会議である。

まず当面の組織方針としては、次の諸点が確認された。

(イ)日農は階級的農民組織であり、それを特徴とする団体である。しかもそれは農民の経済的利益の一致点で結びつく大衆団体で「農民の経済的大衆団体」である。
(ロ)組合員はどの政党に所属してもいいが、組合としては日農と政策のより近い政党と協力関係を結んですすんでゆく。

(ハ)日農の主たる基盤は、少数の農業労働者や浮動的な兼業貧農ではなく、多数の、勤労者の性格をもつ専門的貧農を中核とせねばならぬ。この外に、中農層を積極的に組織化せねばならぬ。この中でも昔の小作人に新たに自作化した層は運動経験もあり、運動に入り易いが、中農は全体として経営改善に利益をもつ小商品生産者であり、改良主義的傾向におちいりやすい。

(ニ)富農は事実上は中農上層にぞくし、保守的である。これは同調または中立させることに努力すべきである。要するに、日農の組織対象は「専門的な貧農を中核とした広汎な耕作農民である」。

なお決定された組織方針として、最近の農民の動向に対応しどういう方向に闘争を展開しどう組織化するか、また画一的なものでなく、地域の具体性に応じいかに組織化するかについてものべている。

すなわち前回中執委で問題となった点は次のように決定された。「恒常的な基本組織としての日農の組織は画一的な組織形態をとりそれを強化するという方向をとるべきであることは、闘争の地域性を考えても依然として変更すべきでない。それは日農自体の階級的な性格と考え合わせれば当然である」。

いわゆる任意の農民組織は積極的にその組織と成長に努力し、これらを日農に有機的に関連させまた直結させる方針を講じなければならぬというのである。

これで、中執委以来の組織方針に対して一定の結論がでたわけである。なお同会議の決定はすべて、つぎにかかげる通りである。

(日本農民組合当面の組織方針について)

(一)われわれはなぜ当面の組織活動方針をたてなければならないか。

1 講和後のわが国の政治経済情勢やとくに農村内部のいろいろな動きや変化に対応して日農の果す役割は非常に重要になってきた。

2 農業団体の再編成問題や産業開発青年隊の問題などにその傾向が端的にあらわれているように、反動的な政治情勢を反映して農村に対する官僚支配が強められてゆく傾向があるので、このような逆コースと闘い、農村の民主化をおし進めるためには、どうしても日農のような階級的農民組織を強化してゆくことが必要になってきた。

3 また、それとは別に、運動内部の関係をみると、最近において政党間の離合集散がはげしくなり、それがまた農民運動にも反映して、動揺し分裂の危険があるので、組織の確立をはかり日農本来の活発な活動を展開することが当面の急務となってきた。

4 ところが、一般にいわれているように農民組合運動は農地改革が一段落つくといろいろな原因はあるのだが、急速に沈滞してきた事は争われない事実である。いま、農村は再び深刻な不景気にみまわれているし、農民は何とかなければならないと起ちあがる気運にあるのだが、運動が全体として弱まっているのでこのような農民大衆の動きを急速にとらえて、これを日農の組織の中へ組織し、広汎な闘争へ動員できないような状態である。だから、客観的な情勢の上からも、日農の組織の現状から考えても、現在の組織を確立するためにも、また運動全体を強化するためにも、われわれは現在のいろいろな事情を考え合わせて、当面どんな組織活動方針をとつたらいいか、充分検討し、方針を正しく樹立しなければならないのである。

(二)戦前における農村の階級関係はどうであったか。

1 そこでわれわれは、農民運動はどうかしなければならないか、組合の組織は現在までの形態でいいか、その性質にも変化がないのかといったような根本的な問題にふれなければならない。そのために、戦前の農民運動の性格がどんなものであったか、農村の階級間の関係はどんな風であったかといったような点をまず考えてみなければならない。

2 戦前においても、農業労働者もあり、農業の経営規模の点からみれば、貧農、中農、富農というような各層もあり、さらに寄生地主もあった。だが、農民運動の面からいうと、勿論単純にいきるととはできないが、大体において、地主対小作人の対立関係が、もっとも重要な階級的対立関係としてあらわれていた。すなわち、農民運動は殆んど土地中心の闘争であった。

3 そこで農民運動の主体的な勢力は貧農小作人であり、これに中農的な自作農民が加わっていたのである。

(三)農地改革後の農村の階級関係はどのように変化しているか

1 農地改革の結果として、いままでの寄生地主は殆んどなくなった。小作地の保有も一定の制限のもとに許されているのであるから、地主という形は残っているが、地主がその土地の収益で食っていくというようなことは不可能になった。そのことは地主が地主としての経済的な基盤を失ったことを意味するのである。

2 それでは旧地主、現在の地主の現状はどんなものであるか。これには二つの形がある。一つは地主ではあってもその生活を自らの耕作に依存する耕作地主――自作農

化した地主で、他は農業からはなれて、いままで蓄積していた財産で商工業や株式投資や農協その他の団体の役職員やいろいろな事業などに関係して、そこに生活の基盤をおいているものである。

3 山林地主の場合は農地改革が山林解放にまで及ばなかったので、依然として旧来のままの山地主としての経済的基盤をもっている。

4 経営規模の上からみたいろいろな農民の階層のなかで、富農とみられるものはわが国の農業の経営が一般に零細なので極めて少いが、全然ないわけではない。ただ、一つの独立した勢力としてみる程にはまとまっていなるとみられるのである。

5 中農とみられるものには、農地改革の結果として自作農化した、比較的耕作面積の多い旧小作農と旧自小作農および戦前からの自作農とがある。旧自作農と新たに自作農化したものとの間には基本的な差はないが、経済的な基礎については一般的に強弱の傾向をみられる。それは新しい自作農が比較的に経済的に弱く、経済変動に対してそれに耐える力が弱いので、動揺的であることは、無視できないであろう。

6 中農層の他の特徴は当然のことではあるが、戦後特に独立自営の耕作農民——専業農家としての、商品生産農家としての傾向を強めているということである。

7 貧農と呼ばれるものは、農業だけでは生活が維持できず、多かれ少かれ、農業および農業外の賃金収入などによって主生活を維持する農民層であるが、農業収入を主とするものと、農業外収入を主とするものがある。

8 農業労働者はわが国の農業が資本主義的に立ち遅れており大規模な資本主義的経営を欠いているので、純粹の意味での農業労働者は少い。多くは作男作女、出稼労働者、分散的な一時的雇農といった形で、全体としての数も少く、かつ分散的で農村内部の一つの勢力を形成することは極めて困難な条件のもとにおかれている。

9 以上のようにいろいろな層が、複雑な形で存在するわけであるが、これらのいろいろな農民層の間の階級的な関係は、いうまでもなく複雑な形をとっている。純粹な意味での、むずかしく云えば、経済学的な範疇における階級対立を農村内部に求めるとすれば、まず、山林地主と山に依存する一般農民との関係である。これは山林を通じて搾取被搾取の関係にあると同時に、封建的な隷従関係がそこにみいだされるのである。

10 地主小作の関係はその限りでは階級的な対立をなすのであるが、いずれもその比重は軽く、総体的にみれば、地主小作農との対立は実質的には本来的な階級対立とは見得られないのである。雇農と雇主との関係もまた前述するように農村内部の階級対立としては基本的なものをもっていない。

11 このような事情を顧みれば、現在農村内部には厳密な意味での画然とした階級対立はみられないので、階級関係が稀薄になってきたということは争われない事実である。

12 ただ山林地主、地主、旧地主の多くやそれにこれらと同調する富農、中農の一部は農村内部における保守的な支配勢力を形造っているし、また最近の反動的な情勢に勢づけられてその傾向を強めてきた。それらの支配勢力が中貧農層と対立関係にあることは見のがし難いところである。

(四) 農村におけるわれわれの主要な敵は何であるか。

1 農民層の階級的区分、各層の基本的な性格等について前章でみてきたが、そこには戦前の地主小作のような階級的対立が画然としてあらわれていない。それでは農民運動の立場から、われわれの主要な対立物一敵を農村内部に求めることができるのであるか。そこでわれわれは農民が何によって収奪されているか、搾取被搾取の関係がどのような階級間の問題としてとらえられねばならないかということを考えてみなければならない。

2 農業内部の関係を通じての搾取被搾取の関係は、戦後においても、地主と小作、山林地主と山林利用農民、雇傭主と被雇傭農民などの関係を通じてなお厳存し、その関係も決して弱いものではないが、ただ、それらが局部的であり、分散的であり、全農業の基本的な階級関係とはみられない。

3 戦後の、特に農地改革後の農民は、誰に、そしてどんな方法で収奪されているかという、一般にいわれているように「資本による収奪」ということが特徴的にみられる現象である。資本による農民収奪は、資本主義制度の下にあっては、いかなる時代にもあるのであるが、ただ戦前においては、地主の収奪が最も大きく農民生活に致命的な打撃を与えていたので、地主小作の関係が基本的な階級対立となっていたのである。

4 資本による農民収奪には二つの形がある。それは直接的な収奪によるものと、間接的な収奪によるものである。そして現在の政治経済の在り方から考えると、間接的な収奪の方が基本的なものである。

5 それでは間接的な収奪はどのような方式で行われるか。わが国の資本主義は、独占資本主義の段階に入っており、独占資本が政治経済を支配している。国家権力も必然に独占資本ににぎられている。そこで独占資本の農民収奪は、国家権力を通じて、もっと具体的に言えば、独占資本の傀儡である反動政府の反農民的な政策を通じて収奪しているのである。すなわち、財政、金融、価格、食糧管理などあらゆる政策を通じて農民の収奪は行われているのである。

6 さらにまた、戦後占領治下にあった日本、実質的にはアメリカの占領治下にあった日本、そしてまた講和後においてはアメリカの隷属国家となった日本においては、アメリカ独占資本とそれと結合した国内独占資本との二重支配の下におかれている。従って、われわれ農民の主要な階級的対立物はアメリカ帝国主義であり、それと結合した国内独占資本であるといわなければならないのである。

7 次に資本による直接的な農民収奪はどのような形で行われているかという、養蚕農家に対する製糸資本、酪農に対する明治や森永資本の关系到典型的にみられるように、生産物の低価格による収奪であり、また、肥料や農機具などの高価格による収奪、流通過程を通じての農民収奪である。このような意味で、農民は資本一般と階級的に鋭く対立しているのである。

8 独占資本による主要な農民収奪は、国家権力を通じて、反農民的な政策を通じて行われるので、政策の浸透と資本の支配を容易ならしめるために、農村に対する官僚の支配体制の確立ということが、最近の傾向として顕著にあらわれてきた。農業団体再編

成はその一つのあらわれである。

9 それと同時に、農村内部にもこれに迎合する勢力として、おおむね地主、旧地主、山林地主やこれに同調する富農中農の一部などで形づくられる保守的な農村支配勢力が台頭する。これらの農村支配勢力は村政、農協その他の団体またはいろいろな機関のボス的な支配によって、供出、土地政策、その他いろいろな農村内部の問題を通じて一般耕作農民と利害の対立を伴う場合が少くないのである。従って、資本の支配の末端勢力として、また個々の問題における利害対立関係を通じて、これらの勢力は一般耕作農民の対立物となるのである。

(五) 日農は農民のどのような層に階級的な基盤を置き、そしてどのような層を組織しようとしているのか。

1 日本農民組合は、わが国の農民運動の歴史的な発達の過程――その戦闘的な伝統からも、農民解放の歴史的な必然からも、階級的農民組合としての性格をもっている。農民の運動はいろいろな形で、いろいろな性質をもったものであるが、日農は階級的な立場に立っているところにその特徴がある。

2 農民組合はいうまでもなく、政党や政治団体と違って、政治的な意見の一致したもので組織されているという性質のものでなく、農民の経済的な利害が一致するものの結合体であるというところにその特徴をもっているのである。それは飽くまで農民の経済的な利害が一致するものの結合体であるというところにその特徴をもっているのである。それは飽くまで農民の経済的大衆団体である。ただ今日の農民の要求が、経済的な要求であっても政治的な解決によって、その目的が達せられるものの多いという関係から、政治的な色彩を多分にもっているということがいわれるに過ぎないのである。

3 そこで、政党との関係をみると、原則として、組合員個人としてはどんな政党に所属していてもいいのである。ただ、組合全体としては、農民の解放が資本主義の下では完全になされないという立場から、反資本主義的な社会主義政党と協力関係を結んで運動を進めているという方針をとっているのである。どの政党と最も密接であるかということは、その政党のかかげる政策が組合の政策により近いのか農民大衆の利益を守っているかどうかということによってきまるのである。つまり、政党と組合との関係は政党の政策を支持し、これと協力関係を結んで進む点にあるのである。

4 日農が農民の経済的利害を代表して闘う大衆団体であるといっても、ただ漠然と全農民の利益を代表するというのではない。貧農を階級的な基盤とし、その上に立つて、広く耕作農民の利益を代表して闘うというところに、日農の階級的性格をもっているのである。わが国では農業労働者は少数であると同時に分散的であり、また、貧農のうち、農業外の収入に依存するものは、浮動的であり、これを農民運動の中核として組織することはできない。矢張専門的な貧農が、数の上においても多いし、勤労者的な性格もより多分にもっており、さらにこれらの農民層がそれ自体として自立することができず、農業の社会主義化によってすくわれるものであるし、より多く階級的自覚をもち得る性格をもっているため、これを中核とし、その階級的要求――それは単純に貧農の素朴な要求のみを意味しない――を中心として行かなければならない。

5 さらに、われわれが組織対象として積極的に獲得しなければならないのは、中農層

である。中農層のなかでも、新たに自作農化したものは経済的基盤も動搖的であり、小作人として生活経験もあるので比較的運動に入り易い階層である。中農層はただ全般として、階級的な観点からみれば、小商品生産者としての小ブルジョア的傾向が強く、また、農業経営の改善によって富農化し得るという考え方に陥り易く、農業における資本主義的、矛盾を自覚することが少いのであるから、このような階級性格からそれ自体の要求が小ブル的なものになるのは必然である。中農中心主義の考え方が多かれ少かれ改良主義的な傾向に陥り易いのは、中農のもつこのような性格を基礎とするからである。

6 わが国の農業において富農と呼び得るものは極めて少数であり、また、山林地主や一般地主を兼ねているものも多く、一般にいわれている富裕農は階級区分からむしろ中農上層に属するのである。これらの層が主として保守的であることは必然であるが、独占資本に対する農民の共通利害の上にたつ闘争においては随時的に動員することも不可能ではないので、機械的に対立することなく、同調者あるいは好意的中立の立場に置くように努力すべきであろう。

7 要するに、われわれの組織対象は、専業農家的な貧農を中核として、広汎な耕作農民であるといわなければならない。

(六)最近の農民の動向に対応し、どのような方向で闘争を展開し、これを組織化するか。

1 強力な組織は闘争を通じてのみ得られる。だが、闘争が農民の動向と一致したときに農民の強い支持をうけて、これを組織することができる、最近の農民の主要な動向に対応してどのような方向で闘争を展開し、農民大衆を組織するかということが当面の課題となる。

2 農村の不況は一般的な景気反動のあおりを喰ってますます深刻になってきた。農家経済の窮迫と農業経営の破綻がわれわれ農民の目の前に迫っている。そこで農家経済を維持するための農民の経済的要求には切実なものがあるのである。

3 ところが一面では政府の農業政策の破綻や、政治情勢の切迫のために、われわれの運動が勢い政治的な面に集中され易い傾向にある。この点から農民の切実な、そして直接的な要求との間に若干の開きのできたことは否み得ない事実である。そこで、地域的な問題にせよ、低い段階の経済的な要求にせよ、どんな細かな問題でもこれを克明にとらえて闘い、闘いを通じて農民大衆を積極的に組織すべきである。

4 次に農地改革の結果として、一般農民が自作農化した。このことからまた農業経営の改善に対する一般的な関心も高まってきたし、また一方では前述のように経済的な行詰りからこれを脱却するために増産や経営方法の改善によって目的を達しようとする要求も強くなってきたことを忘れてはならない。

5 このような傾向を無視することなく、積極的にこれをとらえて闘わなければならない。このような方面の運動はわれわれは軽視したのではなかったが、積極的に全国的運動として取上げるまでに至っていなかった。ここに新たな運動方向を展開しなければならない。だが、一時盛んであった農事研究会運動が今日頭うちの傾向にあるのは、経営改善、技術指導といった運動には一定の限界のあることを物語るものであって、われわれは農政の問題と切離すことなく、政治的な、経済的運動を同時的に持ちこまなければならない。単なる篤農運動に墮するならばそれは富農的運動であり、小ブル的運動以

外の何ものでもなく、資本主義制度の矛盾に目を覆わしめることになる。

6 前述したように、農村内部の階級対立の稀薄化と、資本の収奪に対する全農民の利害の共通性が強められてきたというような傾向に対応して、独占資本との闘争——金融、租税、米価、肥料その他の闘争を強力に展開し、広汎な農民大衆を動員し、これを組織化しなければならない。ただ、これらの運動に、階級的な指導性を確立し、貧農層の要求をも結合して闘うことが必要なのであって、それなくしては、請願、陳情運動や妥協工作に墮する結果に終ることは明らかである。

7 広汎な農民の共通利害の上に立っての闘争ということが、全農主義だと考えられるようになると一つの偏向を犯すことになり、上層農家のボスの指導が強められて、運動の階級性が失われる。

税金闘争において農協その他との共同闘争がいつも妥協に終り、日農独自の闘争で常に勝利を収めている各地の事例はこの間の消息を語る一つの証左である。

(七) 農民闘争は地域的に多くの違いがでてきた。これに対し組織の形態はいままでのような画一的なものでもいいか。

1 最近の農民運動には一つのきめ手がない。全国的規模で展開できる闘争が少なく闘争は地域的な差違が多くなり、同時に分散的になってきた。このような傾向にあわせてどのような組織がとられなければならないか。

2 恒常的な基本組織としての日農の組織は画一的な組織形態をとり、それを強化するという方向をとるべきであることは闘争の地域性を考えても依然として変更すべきではない。それは日農自体の階級的性格と考え合わせてみれば当然である。

3 だがこの原則を機械的に墨守して、組織を硬化し、動きのとれないもの、闘争の展開をはばむようなものとなってはならない。農業地帯別にもいろいろな組織が作られてもいい。名称もいろいろ適宜なものが、用いられてもいい。また、農業研究会、酪農研究会、酪農組合、養蚕、開拓民などの組織が作られてもいい。各地の状況、周囲の事情等に応じ、無理のない組織が作られることも、日農支部結成を直接に作るできない場合とかそのような任意な組織を作ることがより適切な場合には積極的に作られている。ただ、これらの任意の組織と、日農組織との有機的な関係あるいは直結せしめるというような方途が講じられなければならない。各種会合にそれらの代表を加えるという形がとらるべきである。そしてそれらの任意な組織が実質的に日農支部の水準にまで高められたときに、名称の如何にかかわらず、日農組織に全的に加えしむべきである。

4 4Hクラブその他、日農とは別に全国的組織の一環として作られた組織については、日農組織との有機的連携を保つとともに、その組織メンバーを日農組合員に獲得すべきである。

(農業団体再編成に関する件)

(一) 再編成構想の階級的性格

政府ならびに農業界のボス勢力によって企図されつつある農業団体再編成は独占資本の農村支配体制確立の一環として、農業団体の官僚支配の強化、翼賛団体の育成による農村の保守勢力の台頭を企図するものであり、農村の民主化を阻み、民主的農民運動、農協の民主化運動に対抗せんとするものである。

(二) 政府構想に対する批判

- 1 農業委員会を農民の利益代表機関とし、さらに農業改良普及補助員を配置せんとしているのは、行政機関の末端機構を農民の利益代表並びに技術指導の組織とせんとするものであり、その本質上からも誤りである。
- 2 農業会議所は法制化された各種農業団体を官僚支配下に糾合し、民主的農民組織の自主的活動を否定し、翼賛団体の意見を「全農民」の自主的主張にすりかえようとするものである。
- 3 農業協同組合中央会の構想は、農協の自主性を抑制し、これを官僚の支配下に置かんとするものであることは、農林大臣の監督権の拡大、府県段階農協の自立性の否定、実質的な強制加入等の点をみれば明らかである。

(三) 各団体の動向批判

- 1 農業委員会全国協議会は農業委員会を改組し、翼賛的系統組織を作ろうと主張しているのであるが、われわれは、これに対し全面的に反対する。
- 2 農協は新団体の結成に反対し、国費による農業技術員の単位農協への配属を主張しているのであるが、問題を本質的に考えず、政府補助金の獲得にのみ強い関心を持っていることは批判されなければならない。

(四) 日農の基本的主張

- 1 農民の利益代表機関は農民の自主的組織たる農民組合以外にはない。
- 2 農協はさらに民主化する必要があるが、農民の自主的経済団体としてこれを強化すべきである。ただ、その農政活動が一般的政治活動に墮し、農協自体の指導、経済団体としての農政活動の展開を忘れていた点は是正されなければならない。指導連は総合的指導機能を効率的に発揮できるように、改組されるべきである。
- 3 農業の技術指導、経営指導は所謂「国策」の官僚的おしつけでなく、飽くまで農民経済を基礎とした農民の要求に応えるものでなければならない。
- 4 国家の手による技術体系の確立が望まれる。すなわち、農事試験場を改組し、農業大学と有機的な関連のもとに、生産技術ならびに経営技術の実験研究、その成果の普及組織を総合化して、技術センターを作り、技術の高度化、指導員の質的向上をはかるべきである。
- 5 町村段階には、サービス・センターを置くとともに各部落に各種団体員中の適任者を技術普及補助員に依嘱し、末端への技術浸透に備える。
- 6 サービス・センターは国費をもって設置し、その指導管理は農協に暫定的に当らせる。
(産業開発青年隊に関する件)

農村の二、三男対策として目下各県において結成され動員されている産業開発青年隊は、その発足の経過、運動の指導方針、動員の实情などからみて、明らかに農村二、三男を反動的な国家主義運動の組織結成に動員し、準備しようとするものである。しかるに、政府は、従来各県における地方的施策として分散して行われてきたこの青年隊運動を、いよいよ国家的政策として統合実施するためその法制化の検討を進め、一九五三年度においては予算化する意図をさえもつに至った。われわれは窮乏しつつある農村二、三男に職業を与えるというエサで農村青年に幻想をふりまき、農村青年をファシズムへとかりたてる産業開発青年隊運動に断乎反対し、特に日農組織化の青年を

中核として青年隊運動を粉碎し、農村にしよびよるファシズム化への政策と強力に闘わなければならない。

- 一、産業開発青年隊の意義とその実情をバクロ宣伝し、保安隊反対、徴兵反対の運動とならんで、産業開発青年隊反対運動をおこす。
- 二、既に産業開発青年隊に参加したものに対しては、青年隊の本質、任務の反動性を認識させて脱退運動および青年隊の待遇改善闘争を組織化せしめるように働きかける。

三、建設省の地方建設所労組、自治体労組その他の労組と提携して公共事業の不正をバクロし、公共事業の民主化を要求するとともに農村の二、三男に職よこせ運動を展開し、この闘争を通じて、農村青年の日農への組織、反ファシヨ闘争を大きく推し進める。

(米価対策に関する件)

一九五二年産米生産者価格についての政府のやり方は、基本米価を低くし、たくさん米を売る余裕のあるものに厚い奨励金を与え、逆に貧しい農家には、低米価供出による現金不足のため飯米をさいて奨励金獲得のため供出を余儀なからしめるようなきわめて惨酷な農民分解を促進する方法をとった。われわれは、政府のこのような悪質で反動的な、農民を分裂させる米価政策に断乎反対し、

- 一、米価の再生産をつぐなうべきであることというわれわれの基本的な要求にもとずいて、当面の米価対策として

二、一九五二年産米生産者価格の決定の仕方は、米の再生産を確保することを旨とするという食糧管理法第三条の米価決定条件に関する規定に違反するものであるから、政府の法律違反を指摘し、われわれが生産費計算にもとずいて要求した米価一万〇〇一四円と政府決定の米価七五〇〇円の差額追加払の獲得運動を組織する。この場合われわれのこの要求を積極的に支持する協力政党とは密接に提携して裁判所への提訴あるいは、われわれの要求米価の実質的確保を保証するための米にかかる所得税の減免運動を展開する。しかし、以上の闘争は単に中央における陳情、請願運動や国会対策のみに終っててはならず、われわれはこれらの闘争を広汎な大衆のなかに、むしろ大衆の抵抗運動として推進させなければならない。このため、

三、農協組、農業委員会、村役場その他によびかけこれらと提携して農村のあらゆる機関、組織を動員した統一的な抵抗組織を結成し、一万〇〇一四円米価あるいは所得税減免措置が実現するまでは、米価の自主管理、供米の農協保管などの主張をかかげて各地域で強力な抗議運動を推進する。

この場合、供出代金の収入がなく、現金に困る農家に対しては農協組の一時貸付を行わしめるとともに、これに必要とする農協資金を県あるいは中央金庫に融通させる運動をおこして、この闘いを強めなければならない。

四、さらに以上の闘いを推し進める場合、われわれは常に消費者米価についてはその引上げ反対、二重米価制度の実施の要求を同時にかかげて、政府に対して労働者と農民とを米価をめぐって分裂させる工作の余地を与えないように努力しなければならない。

(肥料対策に関する件)

- 一九五〇年八月の肥料統制撤廃以後、特に朝鮮戦争が勃発してから農民は肥料の値上りに苦しめられ、低米価の圧迫のもとでその生産と生活を脅かされてきた。

この間政府は、肥料価格の安定に名をかりて肥料独占資本の利益に奉仕する間接統制の実施を企図したり、また最近における肥料滞貨の激増、値下りに直面するや、肥料独占資本と全購連とを談合させて価格維持のための安定帯価格を設定し、さらに滞貨救済を目ざす肥料購買資金融通を法制化しようともくろむなど、全く農民の利害を無視し、肥料独占資本の擁護をのみ中心とする施策に終始している。

われわれはかかる政府の反農民的、農業破かい的肥料政策に反対し、当面つぎの要求のもとに肥料の農民的確保のため闘わなければならない。

一、政府は安い肥料を適時必要な量だけ農民が確保できる政策的保証の途を講ずるため、ただちに再統制を実施すること。ただし、この場合肥料企業に対する補給金支給制度はとらず、価格補償のために必要な場合には、農民に肥料購買補助金を支給すること。

二、国内の労働者、農民の犠牲によるダンピングを防止するため輸出肥料の価格は国内価格を下廻らないこととし、輸出量は国内需給量を超える分に限るとともに、いかなる形いかなる仕方であるにかかわらず、肥料企業家による輸出、販売機構の独占的形成は禁止すること。

三、肥料産業の軍需産業への転換に徹底的に反対し、わが国肥料産業の平和的發展を確立するため中国その他民主民族国家に対する平和的輸出を促進すること。

四、農協組には肥料に関する肥料企業家や政府とのナレ合談合や営利本位の価格づけなど断乎としてやめさせ、肥料に対する農民の要求を守り、特に貧しい農民に対するカケ売り、肥料商に隷属してゆく窮迫した農民の救済など、農民の農協組として進む途を確立させ、反農民的政策と搾取する勢力に対する農民の闘う戦線の一翼とならしめること。

(金融対策に関する件)

農民は打続く災害の発生、農産物の低価格、課税の重圧によって農業資金に急迫しさいきんの農業手形の利用状況によってもわかるとおり、毎年の営農資金に欠乏している。よって政府はこのような農民の窮状を打開し、食糧生産を確保し、事業発展のため、すみやかにつぎの金融上の措置を講ずべきである。

一、短期営農資金について

(一)短期営農資金の円滑な供給を確保するため、農業手形制度を改正し、融資対象種目を合理化し、かつ、融資手続を簡素化すること。

(二)農業手形制度の貸出し期間を融資対象種目及び地帯の実情に即して合理化するとともに利率を低減せしむること。

二、長期営農資金について

(一)農林漁業特別融通資金を増額すること。

(二)農林漁業特別融通資金の融資対象を拡大し、融資対象に応じて金利の引下げ、償還期限の延長をはかるとともに融資手続を簡素化すること。

三、米の供出代金については、すみやかに支払うよう措置するとともに、供出と同時に代金の半額前払いを実施すること。

(山林開放闘争に関する件)

農地改革は、地主に小作地の保有を認め林野には全く手をつけないで地主に残し、かくして地主支配の基盤を温存し、農民に対する地主支配の大きな支柱を確保せしめている。われわれは農村の農民的民主化、農業の自由な発展を獲得するため、

一、一切の地主保有地の農地とともに山林と原野の解放を要求し

二、山林労働者と提携して林野解放をめぐる農民の要求を組織し
三、林野の農民、労働者による解放、管理、配分、利用の実現を目指して闘い、
ギマンにみちた農地改革をフンサイして一切の土地、林野の農民的利用を保証する第三次
農地改革を闘いとらなければならない。

(参議院議員選挙対策に関する件)

明一九五三年四月改選の参議院議員選挙については、この選挙闘争を組織強化闘争の一環たらしめる基本方針のもとに左記によって日農推薦候補を選定し、必勝の選挙対策を確立する。

〔記〕

一、日農推せん立候補者適格条項

(一) 日農組合員であつて、第一線で活動し今後も活動し得る人

(二) 保守政党に所属または支持関係をもたないこと

(三) 日農総本部が推せんするもの及び県連の機関で正式に推せんして総本部に申請されたもの

二、必要な処理事項

(一) 日農総本部に「参議院議員選挙対策委員会」を設立し、推せん候補者の認定、政党、民主団体との連絡連絡調整その他選挙対策上の必要事項の処理にあたらせる。

(二) 組合は原則としてその推せんする候補者につき政党の公認を求め、政党と協調して対立、競争を生じないように努力する。

(三) 推せん候補者の決定にあたっては、農民組織、農業団体、労働組合など民主団体と積極的に連絡を保ち、民主勢力の支持を得るよう努力する。

(四) 候補者がない場合には、日農と協力し勤労大衆を代表して闘う適格者を支持応援する。

(財政確立に関する件)

一、財政確立活動は、わが日農の当面における真に切実な問題である。これまでも、日農の財政確立については多くの提案がなされ多くの試みがなされたが、それらのいずれもの成果がまことに不充分であつたことは深刻に自己批判されなければならない。問題は財政活動が正しい意味での日農の活動になっていないところにある。

二、財政確立活動は、なによりもまずわが日農の活動の一環として真に大衆的基盤の上に生き生きと展開され、大衆の中から財政活動が高揚し、闘争と財政活動と統一が実現されるのでなければならない。すなわち、われわれにおける財政活動は、単に寄附金を募集するような「金集め」を目的とする活動であつてはならないのであつて、財政的任務がわれわれの活動の組織的任務と実践を通じて統一されて、はじめて、それは大衆の生活に根をおろした活動の一環となり得るのである。

三、われわれはこのような財政活動を通じて、日農の大衆的基盤の強化拡大を実現するため、これまでの財政活動に現われた非大衆的な大きな立ちおくれを克服して、農民運動の高揚、宣伝組織活動の飛躍的發展のために努力しなければならない。われわれの敵は、国家財政を使って、独自の巨大な財政活動を行つて、いまや農民を農業会議所に結集し、農民を国家的に掌握する活動にのり出し、農民運動をおしつぶそうと始めている。従つてわれわれの財政活動は、大衆闘争を發展させるために必要であるばかりでなく、いまや強力な敵階級と対決しつつある緊急の課題となっていることを深く強く知る必要がある

四、このことは、当面している財政活動が単に一部有志や一部活動家の仕事ではなく、真に日農の全力をあげて取り組まなければならない仕事であることをわれわれに指示している。財政活動は、すみやかに、従来の一部の人々による単なる金集めであることをやめて、まさに農民を収奪し圧迫する農民の敵との闘争題目となっていることを知り、財

政活動を農民自身のものとする組織活動に引き移さなければならない。

五、このような財政活動を行うにあたってまず必要なことは大衆を信頼するということである。日農の政策を根気強く大衆の間に宣伝し持ち込み、日農がなければ今日の段階では農民を軍事基地のための土地取り上げから守り、農民に対する地主支配を根絶するため山林の解放を要求する闘いを進めることも出来ない以上、この日農を守るためには、この日農の活動には資金が必要であり、資金がなくてはなにごとにも打開できないことを大胆に訴えるならば、農民は必ず日農の財政を支持し、日農の財政活動に協力してくれるにちがいない。この確信こそがまさにすべてのわれわれの活動の基礎であり、この確信こそは、農民の闘争のエネルギーに対するわれわれの限りない信頼によってはじめて可能なのである。

六、農民の生活は苦しくなっている。この苦しい生活のなかから農民が出すたとえ零細な一〇円であろうと、一と握りの米であろうと、それらは、農民の変革と農業の発展を求める農民の闘う意志の現われであることを農民に自覚させ、農民自身はこのなかで日農の組織を通じて、階級的に固く連帯しているということを強調し、これによって農民自らが自分の団結を固めているのであることを意識させる必要がある。農民のフトコロが苦しくなっているので、財政活動を躊躇するということは、われわれの財政活動を単なる金集めとしか考えず、財政活動がもつ組織的な任務を深く考えないところから生じる誤りである。こういう態度ではいつまでたっても経営と生活の破綻しつつある農民を、恒常的に日農に結集させ、苦しむ農民の要求をつかむことができず、組織的任務としての財政活動はついに発展することはできない。

七、農民の解放をめざす闘争を勝利に導くためには、この闘争の中核的組織体である日農の財政的基礎が強固であり、当面の困難な闘争を勝ち抜くために充分耐え得るほどのものでなければならない。このことは既に指摘したように、日農の活動が農民大衆の信頼のなかに基礎ををもち、このような大衆の日農に対する限りない支持によってのみ可能なことである。日農の財政は日農の政策と活動を中心に結集し闘う農民大衆によって守られなければならない。それは、わが日農の政策の宣伝、説得の活動と不可分であり、たえず日農の組織を拡大し組合員をふやしこれを運動へ訓練し、農民闘争の部隊をつくり上げる活動そのものと切離すことはできない。

八、それゆえ、日農財政確立運動は、組織確立のための運動と統一して発展させられなければならない。従って、日農の日常的な恒常的な基本活動を通じ、基本政策の確立運動として推し進められなければならない。この活動は、そのときどきの特定の闘争に結びついた財政カンパ活動と混同されてはならず、それに解消されてはならない。この基本活動がよく行われていなければ、いかに個々の闘争に伴う財政活動が活潑に行われても、それは恒常的な組織活動と結びついていないから、闘争の終結とともに消えてなくなる。わが日農にとって現在の段階においてなによりも必要なことは恒常的な組織活動と結びついた基本財政の確立である。

九、基本財政の確立が、組合費の納入の問題に決定的に依存することはいうまでもない。しかし、それだからといって基本財政の確立を単に組合費納入促進の活動と考えてはならない。なぜなら、財政の基礎は常に大衆の中にあり、農民の日農に対する信頼を支柱にするのであるから、日農の財政を訴え、農民をして日農の政策を理解させ、支持

させることによつてのみ恒常的な基本財政は確立されるからである。このため基本財政確立のための組合費納入促進の活動は、なによりもまず機関紙の活動と結合させなければならない。機関紙は、日農の政策、活動を農民に理解させ、農民の意識を高め、農民を日農に固く組織する恒常的な組織者としての役割を果すのであって、機関紙活動の強化と拡大は基本財政活動の環である。

一〇、はじめはどんな小さな、貧しいガリ版ずりの機関紙でもいい。この機関紙を農民のなかに持ち込み、辛抱強く農民に訴え、農民の機関紙に対する支持をかく得し、そうすることによつて機関紙代の回収を中心とする基本的財政確立の出発点を据えることが大切なのである。

機関紙活動が伴わない財政活動は組織的な財政活動ということはできないし、また、機関紙代の回収が伴わない財政活動は組織的な機関紙活動ではない。

こういう機関紙活動が強固な組織活動となつて、はじめて、強固な基本財政活動の基礎が据えられるのであり、組合費納入もこういう基礎が確立されてはじめて大衆の信頼ある理解のもとに促進されることになるのである。

一一、昨年三月全国大会以後、総本部は、これまでにない極端な悪条件のなかで活動を行つてこなければならなかつた。総じて総本部活動は、日農という全国単一組織体の中軸部である機能をほとんど失ひ、地方組織の活動からほとんど断ち切れ、わずかに限られた中央活動に終始することによつてその存在を示し得るにすぎなかつた。その原因の第一のものとしては、財政の極度の窮迫をあげることができるが、それとともに、地方組織の活動が中央にあがってきて、中央を下から突きあげるといふ関係が全くみられず、活潑な闘争を行つている地方組織があつても、それらは、地方のワク内にとじこもつて、地方的なセクト主義におち入り、わが日農の運動の全国的な連帯性に無関心になつてしまつていることに総本部活動の沈滞のもつとも重大な原因がよこたわつてゐることを指摘しなければならない。この地方的セクト主義が、たとへ零細であるにしても集まつた組合費を割いて総本部費として納入することをさまたげてきたのであり、この地方的セクト主義こそが、総本部の機能をマヒさせた有力な原因であつたことを否定することはできない。

この地方主義的セクト化への傾きは、運動の全国的規模における固い結合と発展のためにも、基本財政確立のためにも早急に克服されなければならない。

(日農上越協議会の運動方針について)

まえがき 戦後日本農民組合が発足してから既に七年、われわれはこの間、農地改革を中心として、供米、税金等の闘いを経験してきたが、農村がいかにも発展するかに幻想された農地改革は依然として零細農とおくれた生産様式をそのままにして、かつての小作料に比して勝るとも劣ることのない農業課税等、働く農民は少しも昔と変わらない状態にあり、反動的な吉田内閣の農政は再び青田売り、旧地主の復活、娘売り等、農村を絶望のどん底におとし入れようとしている。

今や農村の隅々にまで不平不満の声はみなぎつてゐる。然るに起ち上るべき農民組合の実情はどうかといへば農地改革後、ただ土地を持ったという満足感から組合は殆ど壊滅状態にあり、自信を失つた指導者達は為すべき術すら知らない状態である。われわれはこの立ちおくれを速かに克服して働く全農民の先頭に立ち、この不平、不満を組織

し、働く農民の生活安定と新農業組織の確立のために闘わなければならない。それにしても余りにもわれわれを取巻く周囲の情勢は、結成当初と著しくちがった様相を呈し今やわれわれ民主的革新陣営は攻勢というより守勢の立場にたちその前途は極めて多難であることが想像される。そのようなことがあってかどうか、すでにわれわれ陣営の中から反動攻勢に屈服し、自らその手先となって革新陣営を混乱し、それを売り物にする右翼分裂主義者が出てきた。われわれは過ぐる臨時大会に於て、かかる農民を売り物にする徒輩を一掃したが、われらはさらに、働く農民と共に輝ける日本農民組合の旗を守り通すことこそが、一九五二年におけるわれらの最大使命であり、そのためには、われらのより重大な自己反省と今後に対する自信を必要とするであろう。

(一) 現在の情勢はどうなっているか。

「和解と信頼」に満ちたと宣伝される桑港講和条約は、わが国に米国軍隊の永久駐屯と三百余所にのぼる軍事基地を米国軍隊のために供与し、水豊爆撃にみられるが如く、今や公然として朝鮮戦線の基地化した日本本土は報復爆撃を恐れて、各所に防空演習が実施されるまでになっている。一方日米単独講和とも呼ばれるべき同条約の結果、アジアの孤児としての道を与えられた日本経済は、アメリカの軍需工業の下請機関と化し、さらにアメリカ独占資本の収奪は、労働者に著しい低賃金を、農民には低米価を強要し、このお先棒をかついだ吉田反動内閣は、労働者農民の反抗と民族独立のための闘いを抑えるために天下の悪法と呼ばれる破壊活動防止法や労働法規の改悪等次々と反動立法を計画しその弾圧に狂奔している。

このような情勢の中にあって農民生活はさらに窮迫の一途をたどり、税金、借金、遂に娘売り、青田売り等、二、三男は働く腕と能力があっても働く職場をもたないなど、農村の潜在失業者は著しい数にのぼっている。政府はこのような農村の中から多数の警察予備隊員を希望し、このような農村の窮乏を基礎にして、再び「富国強兵」安上り軍隊のこれが供給地としようとしている。

以上の情勢は農民として、今や平和を守るために民族独立のために立ち上らなければ自らの生活を守ることが出来ない段階にきていることと、さらに営農と農民の生活を守ることこそが平和への道であることを教えている。

(二) 如何にして立ちおくれを克服するか。

今日この最も重大な時期に農民運動の低調な原因はどこにあるのか、われわれは第五回の大会において、この点を鋭く追求して対策をたててはみたものの、分裂主義者を出したことによって組織は混乱させられたがこの間、組織を守り通したというものの基本的には克服されていないとみるべきであろう。

それは如何にして克服さるべきであろうか。われわれは戦前における階級的農民運動が、戦後農地改革に伴って大量の小作、自作農民が、運動に参加してきたとはいうものの、何等の階級的訓練もなしに単なる「物とり主義」におわったということにあるのではなかろうか。これを克服し得るものは農民運動の中に戦後失われかけたところの階級性をかくとくすることにある。今日農民運動を論じ、農村問題を論ずる人達の中に、殊に右派的な人達は、農地改革後は地主制度の崩壊後農村には階級がなくなったとしているが、果して階級がなくなったろうか、われわれの運動の主体は今日資本主義構造の

もとに、安心して暮すことの出来る、何等改革を必要としないところの富裕な人人ではなくして、今日の機構のもとでは食っていけない、改革しなければ安心して働くことも出来ない中小貧農層である。この人達が運動の主体になってこそ、農民組合は真に農民の生活を守り、農村の近代化を推し進める力となり得るであろう。

同時にこの立ちおくれを克服し得るものは、農村近代化とともに明日の農村を担当すべき青年を組合の推進力とすることである。このために各級機関に青年を大いに起用して、これを十分な活動力とすべきである。

(三) 当面の任務と闘争目標

農民運動の当面する任務と闘争目標は極めて広汎であり且つ闘いの中に急速に組織の充実をはかって、闘う体制をととのえねばならないが、以下当面の任務と闘争目標を次のように要約する。

(1)農民組合は農民大衆の経済的な利害を代表して闘う組織であることはいうまでもないが、農協等の経済団体と異なるところは、今日農民の要求はすべて政治問題であるだけに広汎な農政活動を展開するところの大衆団体である。

(2)従ってわれわれの活動は労働階級と共通の立場にたつて窮極的には、働くものための政治を実現することであり、このために多くの具体的な問題をとらえて労農提携のために努力し、保守反動勢力の支配下にあつては、われらとともに闘う左派社会党との協力体制を確立することによって要求の実現と新しい農業組織確立に努力しなければならない。

闘争目標

一、封建的残存勢力との闘争

- (1)農地改革の逆戻り反対、第三次農地改革の実現
- (2)未墾地、山林原野の徹底的な解放
- (3)農地の交換分合、区画整理
- (4)水利の国家管理
- (5)開拓政策の確立
- (6)土地問題をめぐり二、三男対策の確立
- (7)農業委員会の民主化と権限の拡大強化
- (8)封建的家族制度よりの青年婦人の解放
- (9)反動勢力の部落支配、町村支配に対する闘争
- (10)農村諸機関の民主化と耕作農民による民主的運営
- (11)ファシズムとの闘争

二、独占資本の農民収奪に対する闘争

A 食糧政策を通じて

- (1)米の統制撤廃反対
- (2)民主的食糧管理制度の実現
- (3)国家資金投資による農業生産力の向上
- (4)土地改良費、災害防止災害復旧費の全額国庫負担

B 価格政策を通じて

- (1)パリティ方式を廃し、生産費計算を基礎とする算定方式による適正価格の設定
- (2)低賃金、低米価政策反対
- (3)二重価格制度の確立
- (4)米麦検査制度の合理化
- (5)米価前渡金制度の確立

C 肥料政策その他農用資材対策

- (1)肥料工場の国営化、独占資本の協定価格設定、価格引上反対
- (2)肥料検査の合理化
- (3)農業、農機具の適正価格の確保

D 金融政策

- (1)長期金融機関の設置、低利率の実施

(2)農業手形使用範囲の拡大

(3)高利貸反対

E 租税政策

(1)所得税の累進税断行

(2)農民負担の軽減

(3)平衡交付金制度の適正化

F 農協対策

(1)農協ボス支配排撃、農協の民主化

(2)農協に対する独占金融資本の支配排撃

(3)農民負担の軽減、農協運営の合理化

三、農村近代化のための闘争

(1)農協を民主化し、これを生産協同化のために活用する

(2)国家資金による農業の有畜化及び機械導入と共同利用

(3)組合活動を通じての技術改善、経営の合理化

(4)農村電化の実現及び農産加工の振興

(5)経営の共同化を目指す諸対策の樹立

四、農村文化向上のための闘争

(1)学校試験、研究機関の農民に対する解放

(2)農民学校、農村図書館等の設置

(3)生活様式の改善

(4)農村医療、厚生施設の拡充、整備

五、平和を守るための闘争

(1)農民生活を破壊する軍事予算反対

(2)日本を戦場化す講和安保条約の改廃

(3)再軍備反対、徴兵拒否

(4)平和憲法を守る

(5)中立政策支持

(6)平和勢力を弾圧する破防法の撤廃

六、闘争主体の確立

(1)組織の再整備と強化拡大

(2)農民戦線の統一

(3)共同闘争を通じて労農提携を促進する

(4)労働者、農民の政治力向上と結集

むすび 結成以来七年、われわれの前途には再び「逆コース」と呼ばれる黒雲がおおいかぶさり、われわれの前途は決して坦々たるアスファルト道路ではない。そこによこたわっているものは、けわしい荆の道である。然しそのことが必ずしもわれわれの前途を不可能としたものであろうか、決してそうではない、それは革新勢力の促進の前におそれをなした保守反動、旧勢力最後のあがきなのだ。

われわれはより勇敢に働く農民の生活安定と新しい村つくりのために、自己保身のために民族をも売渡すような乞食根性になり下った支配階級と、これを支える保守反動勢力と対決し得るときこそ、われらの前途が再び閉ざされることない明るさをもってわれらの前に現われてくることであろう。

われわれは足下の保守反動勢力を粉碎することから始めよう。闘う組織に分裂と弱化は起らない。われらは輝く日本農民組合の旗をまもり伝統の旗手となろうではないか。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

****年**月**日公開開始

